

令和5年度中小企業診断士第1次試験を那覇地区で受験申込をされた皆様へ  
(受験手数料返還および再試験にかかる今後の予定についてのお知らせ)

令和5年10月23日  
経済産業大臣指定試験機関  
(一社) 中小企業診断協会

令和5年度中小企業診断士第1次試験のうち、那覇地区における試験につきましては、台風6号の影響により実施をとりやめました。那覇地区の受験申込者の皆様には、ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

今回中止となった第1次試験の受験申込者の皆様への救済措置のうち、第1次試験の受験手数料返還申請につきましては、10月20日(金)(当日消印有効)をもって終了いたしました。

受験手数料返還および再試験にかかる今後の予定につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 第1次試験の受験手数料返還申請をされた方

受験手数料を、申請書に記載された振込口座あてに、全申請者の方に一齐にお振り込みいたします。時期は本年11月末頃を予定しております。

(振込日が確定しましたら、当協会のWebサイトの下記ページにおいて公表いたしますので、ご確認ください。

[https://www.j-smeca.jp/contents/007\\_shiken.html](https://www.j-smeca.jp/contents/007_shiken.html))

##### 2. 第1次試験の受験手数料返還申請をされなかった方

再試験にかかる受験票・写真票を、11月27日(月)に当協会から発送する予定です。

なお、現在の住所が、9月21日(木)にお送りした再試験用試験案内等の送付先から変更が生じている場合は、郵便局へ転送届けを提出するとともに、上記写真票印字の住所を赤で修正してください。

#### 【参考】

[9月20日【重要なお知らせ】令和5年度中小企業診断士第1次試験を那覇地区で受験申込をされた皆様へ \(再試験及び受験手数料返還の手続きについて\)のお知らせ \(j-smeca.jp\)](#)

以上